

該非判定できない場合があり、該非判定の際には注意を要する。

なお、必要に応じて、経済産業省、CISTECに相談を行う。さらに、政省令の改正もあり、最新の情報を正確に把握しておく必要がある、「経済産業省のホームページの安全保障貿易管理」、「CISTECのホームページの国内法令コーナー」から最新法令を確認する。

2.5 限定又は接続に使用している語の解釈

貨物等省令において限定又は接続に使用している語の解釈は、次のとおりである。

語	解 釈
以上	その前にある数値等を含める。
以下	その前にある数値等を含める。
を越え	その前にある数値等を含めない。
未満	その前にある数値等を含めない。
及び	併合の意味で並列する語句が2つのときには、その接続に用いる。3つ以上のときには、初めの方を点で区切り、最後の語句をつなぐのに用いる。ただし、最後の語句の後に「等」又は「その他」が続く場合には用いない。
並びに	併合の意味で「及び」を用いて並列した語句をさらに大きく併合するときその接続に用いる。
又は	選択の意味で並列する語句が2つのときには、その接続に用いる。3つ以上のときには、初めの方を点で区切り、最後の語句をつなぐのに用いる。ただし、最後の語句の後に「等」又は「その他」が続く場合には用いない。
若しくは	選択の意味で「又は」を用いて並列した語句の中をさらに選択の意味で分けるときに用いる。

[参考：JIS Z8301 規格票の様式及び作成方法]